

平成30年

上尾市教育委員会5月定例会  
議案資料

# 目 次

**議案第27号 資料** 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

◆新旧対照表----- 1

別表第2

## 学校教育部学務課

事項	事務	教育委員 会決裁	教育長 専決	部長専 決	課長専 決
1 学校その他の教育機関の管理に関する事項	(1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下単に「学校」という。）における授業日と休業日との振替を承認すること。				○
	(2) 学校の臨時休業を承認すること。				○
	(3) 学校施設で発生した事故の対応を決定すること。		○		
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第28号）第2条の規定により県費負担教職員の職務に専念する義務を免除すること。 ア 市立小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。） イ 学校長以外の職にある者（職務に専念する義務を免除する事由が教育委員会が別に定めた場合によるものに限る。）			○	○
	(2) 県費負担教職員の任免その他の進退（懲戒処分を除く。）に係る内申を行うこと。 ア 学校長 イ 学校長以外の職にある者	○	○		
	(3) 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申を行うこと。	○			
	(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律により県費負担教職員の部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。			○	
	(5) 学校長の遅参、早退、年次休暇、特別休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）第12条第1号に規定するものを除く。）、介護休暇及び介護時間を承認すること。			○	
	(6) 学校長の着任届その他校務報告を受理すること。				○
3 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事項	(1) 学齢簿を編成すること。				○
	(2) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指定すること。				○
	(3) 他市町村の教育委員会と協議し、区域外就学を承諾すること。				○
	(4) 区域外就学を許可すること。				○
	(5) 就学の義務を猶予又は免除すること。		○		
	(6) 準要保護者に対する学用品費等の援助の決定をすること。				○

【改正後】

別表第2

学校教育部署務課

事項	事務	教育委員 会決裁	教育長 専決	部長専 決	課長専 決
1 学校その他の教育機関の管理に関する事項	(1) 市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下単に「学校」という。）における授業日と休業日との振替を承認すること。				○
	(2) 学校の臨時休業を承認すること。				○
	(3) 学校施設で発生した事故の対応を決定すること。		○		
2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 学校職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第28号）第2条の規定により県費負担教職員の職務に専念する義務を免除すること。 ア 市立小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。） イ 学校長以外の職にある者（職務に専念する義務を免除する事由が教育委員会が別に定めた場合によるものに限る。）			○	○
	(2) 県費負担教職員の任免その他の進退（懲戒処分を除く。）に係る内申を行うこと。 ア 学校長 イ 学校長以外の職にある者	○	○		
	(3) 県費負担教職員の懲戒処分に係る内申を行うこと。	○			
	(3)の2 地方公務員法第38条第1項の規定により県費負担教職員が同項に規定する営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談員、評議員、参与その他これらに準ずる地位を兼ね、若しくは自ら同項に規定する営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを許可すること。		○		
	(3)の3 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定により県費負担教職員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することを承認すること。		○		
	(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律により県費負担教職員の部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。			○	
	(5) 学校長の遅参、早退、年次休暇、特別休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）第12条第1号に規定するものを除く。）、介護休暇及び介護時間を承認すること。			○	
	(6) 学校長の着任届その他校務報告を受理すること。				○
3 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事項	(1) 学齢簿を編成すること。				○
	(2) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校を指定すること。				○
	(3) 他市町村の教育委員会と協議し、区域外就学を承諾すること。				○
	(4) 区域外就学を許可すること。				○
	(5) 就学の義務を猶予又は免除すること。		○		
	(6) 準要保護者に対する学用品費等の援助の決定をすること。				○